

医保第06-35号
令和2年4月15日

県内医薬品等製造販売業者及び製造業者 様
県内医療機器修理業者 様

三重県医療保健部長

申請・届出等の受付方法の変更等について

平素は、本県の薬事行政に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、本県の薬務感染症対策課における医薬品等製造販売業・製造業にかかる申請・届出等の受付方法、相談及び調査等を臨時的・特例的に下記のとおりとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の流行状況の変化等を踏まえ、当該取扱いについては、変更又は廃止する場合がありますので、その際は、別途当課からその旨を連絡しますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

○受付方法（申請・届出等）について

原則、郵送による受付とさせていただきます。

このため、申請・届出等については、事前に電話等で申請・届出を希望する旨を薬務感染症対策課に連絡し、その後、薬務感染症対策課担当者あてに郵送していただくようお願いいたします。ただし、郵送で送付できない資料等がある場合等のやむを得ない理由がある場合には、この限りではありません。

なお、お手数ですが、提出されたフロッピーディスク等や受付票を返信しますので、必ず切手を貼付した返信用封筒（レターパック等も可）を同封していただきますようお願いいたします。

（申請・届出の写しに押印等が必要な場合は、写しについても同封してください。）

○相談について

原則、対面での相談対応は行わず、電話やメール等での対応とさせていただきます。ただし、やむを得ない理由等で来庁を希望する場合はこの限りではありません。

○調査等について

当課が実施する調査等については、現時点において、申請等に基づき通常どおり行うことを予定していますが、調査の実施時には、マスクの着用や適宜会議室等の換気を行うとともに、3つの「密」（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面）とならない調査会場を設定する等、感染防止対策にご配慮いただきますようお願いいたします。

以上

事務担当

医療保健部薬務感染症対策課

薬事班 竹川

電 話 059-224-2330

F A X 059-224-2344

メール yakumus@pref.mie.lg.jp